

**桜井市上水道未普及地域対策基本計画策定業務
プロポーザル審査項目及び選考基準**

【第1次選考(30点満点)】

評価項目		評価基準	判断基準	配点	上限点数
業務実績	業務実績の有無	過去10年間※1に、国・地方公共団体※2が発注した同種業務または類似業務を元請として完了した実績数により評価。	同種業務の実績※3	3点/件	20点
			類似業務の実績※4	1点/件	
	地域実績の有無	過去10年間※1に、国・地方公共団体※2が発注した同種業務を元請として完了した実績の地域により評価。	奈良県内	1点/件	5点
配置技術者の実績	技術資格及び専門分野	過去10年間※1における、管理技術者の実績により評価。	同種業務の実績が2件以上あり、すべて管理技術者	3点	3点
			同種業務の実績が1件あり、管理技術者	2点	
			類似業務の実績があり、管理技術者	1点	
		過去10年間※1における、担当技術者の実績により評価。	同種業務の実績があり、管理技術者または担当技術者	2点	2点
			類似業務の実績があり、管理技術者または担当技術者	1点	

◆同種業務、類似業務いずれも最大5件までを業務実績として提出できるものとする。

※1 過去10年間とは、平成28年4月1日から本業務の公告日(令和8年10月20日)までとする。

※2 地方公共団体にはこれらに準ずる機関(地方自治法に基づく一部事務組合、広域連合、企業団等)を含む。

※3 【同種業務】…上水道未普及地域における対策業務。

- ・上水道未普及地域における対策計画策定、実態調査、業務支援等の業務。
- ・上水道未普及地域における大字区等の地域範囲単位での水量調査などの個別対応業務。
- ・単に施設の設計、工事業務のみの実績は含めない。

※4 【類似業務】…上水道施策に関する業務。

- ・上水道施策、小規模水道施策に関する計画策定等の業務。
- ・上水道未普及地域における個別施設や世帯単位での水量調査等の個別対応業務。
- ・単に施設の設計、工事業務のみの実績は含めない。

【第2次選考(60点満点)】

評価項目		評価基準	判断基準	配点	上限点数
業務内容に関する評価	業務理解	業務の目的、内容をよく理解しているか。	①特に優れている ②優れている ③普通 ④多少不十分である ⑤不十分である	10点	10点
				8点	
				6点	
				4点	
				2点	
	実施手順	業務実施フロー、行程計画の内容は適切か。		10点	10点
				8点	
				6点	
				4点	
				2点	
見積価格	見積価格の最低見積価格に対する割合で評価する。	参加者の中で、最低見積価格を提出した者の評価点を10点とし、他参加者の評価点(A)は、以下のとおり算出する(少数点以下切り捨て)。 A＝(最低見積価格/提案見積価格)×10	10点		
企画提案に関する評価	地域の現状認識と解決の方向性	本市上水道未普及地域における各地域の特性に関する現状認識及び解決に向けたアプローチの方向性が的確か。	①特に優れている ②優れている ③普通 ④多少不十分である ⑤不十分である	10点	10点
				8点	
				6点	
				4点	
				2点	
	国の指針等の活用	業務を進めるうえで国の示す指針等、最新のトレンドに則った検討方法が考慮されているか。		10点	10点
				8点	
				6点	
				4点	
				2点	
	人口減少社会を踏まえた継続性	本市の人口統計、財政状況等を踏まえ、人口減少を見据えた実現可能性のある提案がなされているか。		10点	10点
				8点	
				6点	
				4点	
				2点	